

日本下水道協会東京都支部排水設備工事責任技術者 資格試験等運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本下水道協会東京都支部（以下「支部」という。）運営規程第2条及び第9条並びに支部排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習実施要綱第9条に基づき、支部排水設備工事責任技術者資格試験等運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 支部長は、排水設備工事の責任技術者として認定するために実施する共通試験及び更新講習等（以下「試験等」という。）の公正かつ円滑な実施を図るため、運営委員会を設置する。

(業務)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 試験等に係る基本的事項の決定及び実施
- (2) 試験の合否の判定
- (3) 試験の合格の取消し及び異議申立ての審査
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 運営委員会は、支部長市及び各部会代表の課長相当職1名をもって構成する。

2 運営委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、その選任は、委員の互選により選出するものとする。

3 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 支部長は、運営委員会を招集し、委員長は、運営委員会を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(報告)

第6条 委員長は、運営委員会の業務等について、幹事会に報告するものとする。

(補助組織の設置)

第7条 運営委員会に、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 法規部会
- (2) 技術部会
- (3) その他必要な専門部会

(専門部会)

第8条 専門部会は、運営委員会の業務に係る専門的な事案を調査研究し、運営委員会に報告するものとする。

2 専門部会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 専門部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、その選任は、部会員の互選により選出するものとする。

(専門部会の運営)

第 9 条 部会長は、専門部会の運営を総括する。

(事務局)

第 1 0 条 運営委員会及び専門部会の庶務は、支部の事務局が行う。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会及び専門部会の運営に関して必要な事項は、委員長が運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

法規部会及び技術部会 各部会代表の係長相当職 1 名。ただし、必要に応じて増減することができる。